

事業事前評価表

作成年月日：2023年7月

業務主管部門名：人間開発部

課名：保健第一グループ保健第二チーム

1. 案件名

国名：ガボン共和国（ガボン）

案件名：（和名）母子健康手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト

（英名）Project for Improving the Continuum of Care for Mothers and Children through Effective Use of the MCH handbook

（仏名）Projet d'amélioration du continuum des soins pour les mères et les enfants par l'utilisation efficace du carnet de santé national mère-enfant

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ガボンの一人当たり国民総所得（GNI）は約 7,540 米ドル（世界銀行、2022年）と高位中所得国に分類されるが、人間開発指数は 112 位（国連開発計画、2021年）と低く、母子保健指標は高位中所得国平均には及ばない。2020年の妊産婦死亡率は 227（出生 10 万対）、新生児死亡率は 19（出生千対）、5 歳未満児死亡率は 41（出生千対）（UN Inter-agency group、2022）¹であり、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」）の目標値（妊産婦死亡率、新生児死亡率、5 歳未満児死亡率はそれぞれ 70、12、25）の達成には更なる取り組みの加速化が必要とされる。特に、妊産婦死亡率は 2012 年の 178（出生 10 万対）から悪化の傾向にあり、高位中所得国平均の 44（出生 10 万対）に及ばない。また、5 歳未満児や新生児の死亡率の改善も鈍く、5 歳未満児死亡に占める新生児期の死亡の割合も徐々に増加している²。

ガボンでは、妊婦健診を 4 回以上受診する妊婦の率は 78%に達する一方で³、産後 2 日以内の産後健診受診率は母親が 58.8%、新生児が 25%に留まり（Gabon DHS 2012）⁴、産後の母子に対するケアが十分ではないことをガボン保健省は問

¹ [Gabon Profile Page 1 - Countdown 2030 - UNICEF DATA](#)

² [Gabon Profile Page 1 - Countdown 2030 - UNICEF DATA](#)

³ 世界保健機関（以下、「WHO」）と国際連合人口基金（以下、「UNFPA」）は、妊産婦死亡の削減に向けた重要な 5 つのターゲットの 1 つとして「90%の妊婦が 4 回以上の妊婦健診を受けること（2030 年までに 8 回にすることを目指す）」を目標として設定している。

⁴ [Gabon Enquête Démographique et de Santé 2012](#)

題として認識している。これらの健診受診率の低さの理由として、妊産婦が出産や育児に関する十分な知識を持たないことや、保健医療従事者の妊産婦に対する啓発の能力の問題が挙げられる。

ガボン政府は、「国家保健開発計画（以下、「PNDS 2017-2021」）において「人生のあらゆる段階における健康の促進」等の 9 つの戦略軸を掲げており、母子保健については、産前産後の健診、出産時の合併症の管理、5 歳未満の子どものマラリア症例の適切な管理等の重要性が示されている。また、PNDS 2017-2021 に基づき、ガボン保健省は、妊産婦、新生児、乳幼児、青少年の疾病と死亡の減少を加速させ、国民の幸福と健康の達成に貢献することを目的として「リプロダクティブ母子新生児乳幼児思春期保健及び栄養戦略計画」を策定し、母子保健指標の改善を目指している。

ガボン保健省の母子保健局（以下、「DNSMI」）は、上記の戦略に基づき「母子保健に関する保健医療従事者の能力強化」「リプロダクティブヘルス・妊産婦・新生児・乳幼児・青少年の健康に関する国家戦略文書、プロトコール、ガイドラインの作成」「母親・新生児・児童・青少年の健康改善に向けた個人・家族・地域社会の能力強化」「妊産婦死亡・新生児死亡を含む母子保健活動のモニタリングと評価」「必要不可欠な医薬品と医療機器の母子保健サービスへの供給」の 5 つの活動領域に注力している。DNSMI は、これらの領域で成果を上げるためには妊婦・産後健診の受診促進や、妊産婦・家族への保健指導の強化が重要であり、そのために母子手帳の活用による個別カウンセリングや、母親学級による啓発活動が効果的であると考えている。

ガボンでは、JICA 海外協力隊助産師隊員らの発案で作成された母子手帳を DNSMI が認定し、2013 年にフランス開発庁（以下、「AFD」）の支援で印刷した。以降、母子手帳は母親学級等の保健指導時において、危険兆候、マラリア予防、ワクチン接種といった安全なお産と乳幼児の健康、発育に関する指導に活用されてきた。そして 2018 年には WHO の支援で、2022 年には JICA 個別専門家の支援により、DNSMI は母子手帳の改定を行った。ガボン政府は、改定した母子手帳を「国家母子手帳」としてガボン全域で有効に活用することで母子継続ケアの推進を図りたいと考えている。しかし、全国で標準的に有効活用するためには、保健医療従事者向けの能力強化や母親向けの効果的な啓発が必要であることが個別専門家の協力を通じて明らかになった。合わせて、保健医療従事者向けの技術基準（ユーザーガイド）やモニタリングのためのチェックリスト、管理運用規定等が必要であることが提言された。そして、これらを全国展開に有用な基準とするためには、実際に活用して保健医療従事者向けの能力強化や母親への啓発を行うこと、モニタリング体制を強化して母子手帳のインパクトを可視化すること、また、持続的な資金調達に向けたアドボカシーの強化が必要であることが

ら、本技術協力プロジェクトが要請された。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

ガボンに対する我が国の基本方針は、経済開発と社会開発のバランスの取れた国づくり支援であり、対ガボン国別開発協力方針(2019年4月)に掲げる「社会・生活面の向上と格差是正」内の開発課題として保健分野が設定されている。また、ガボン政府は、国家戦略「台頭するガボン戦略」において人的資源の開発を目標として掲げており、中でも母子保健は優先度の高い分野である。加えて、本事業はガボンの母子の健康状態を改善することを目標としており、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」への貢献が期待される。さらに、日本政府が2022年5月にとりまとめた「グローバルヘルス戦略」では、「人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新しい時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成」を主要な政策目標に掲げており、本事業は同戦略の方向性にも合致している。

本事業は、JICA が課題別事業戦略として設定しているグローバルアジェンダの保健医療分野において重点的に取り組む4つのクラスターのうちの1つである「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」にも合致する。JICA が長年の協力経験や多くの国での実績を蓄積し強みを有する領域であること、ガボンでも協力実績があり一貫した協力により更なる成果が期待できる分野であることから、本事業を実施する意義は大きい。

(3) 他の援助機関の対応

ガボンにおいて、これまでも WHO、AFD、国連児童基金(以下、「UNICEF」)とは母子手帳の運用、改定、印刷費支援において継続的に協働しており、本事業の開始後も連携を強化する予定。また、ガボンに限らず、母子手帳の活用において WHO、UNICEF、JICA が「家庭用記録の実施ガイド」を共同開発した実績がある。

各援助機関のガボンでの主な事業は以下のとおり。

・WHO

開発パートナーの調整や国際会議及び地域会議の開催、政策提言などを行なっている他、開発パートナーと協力してワクチンとコールドチェーンの供給、妊娠・出産モニタリングの実施支援、HIV/エイズ対策支援等を行なっている。

・AFD

医療施設の修復、医療機器・用品の提供を行なっている。また、保健医療人材の育成と最適化のためのプログラム(保健省の人事計画・管理の支援、現職研修等)により、医療サービスの質の向上を目指している。

・UNICEF

子どもの保護、子どもの生存と発達、青少年の育成と参加、ソーシャルインクルージョンの分野におけるプログラムを展開している。定期的な妊婦健診、有資格者による出産介助、新生児ケア、産後健診、早期の完全母乳育児、栄養価の高い幼児期の食事、定期的なワクチン接種を重点的に推進している。その他、HIV 母子感染予防、性と生殖に関する健康情報提供や HIV/エイズのスクリーニング提供を実施している。

・世界銀行

E-Gabon プロジェクトを通じて、保健情報システムの強化や保健サービス提供における効率化を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ガボンのエスチュエール州（リーブルヴィル・オウエンドを除く）⁵、モワイエン・オグウェ州⁶において、保健医療従事者の研修やモニタリング・スーパービジョンを通じた能力強化や母子手帳普及の国家計画の策定を行うことにより、同地域での母子手帳の有効活用による母子継続ケアと保健サービス利用に関する女性の知識と実践の改善を図り、もってガボン全土での女性の知識と実践に改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

エスチュエール州（リーブルヴィル・オウエンドを除く）、モワイエン・オグウェ州

(3) 本事業の受益者

直接受益者：保健省母子保健局、プロジェクトサイトの州医務局、同州の保健医療人材

最終受益者：プロジェクトサイトの妊産婦及び乳幼児、同地域の住民（エスチュエール州の人口は約 11 万人、モワイエン・オグウェ州の人口は約 7 万人）

(4) 総事業費（日本側）

2.9 億円

(5) 事業実施期間：2024 年 1 月～2028 年 1 月（計 48 か月）

⁵ 西部保健地域

⁶ 中部保健地域

(6) 事業実施体制

保健省母子保健局 (National Directorate of Maternal and Child Health, Ministry of Health and Social Affairs)

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 96 人月): チーフアドバイザー、業務調整・研修管理
- ② 機材供与: 妊婦・産後健診等の母子継続ケアに関する機器等 (例: 体重計、巻尺、血圧計)
- ③ 研修員受け入れ: 本邦研修 (母子保健)

2) ガボン国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ プロジェクト用の執務室

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2013 年に JICA 海外協力隊員 3 名 (助産師) が DNSMI と協力し、現在国内で広く使用されている母子手帳の草案を作成した。2021 年～2023 年の間、個別専門家「母子保健技術顧問」の支援により母子手帳の改定版が作成され、同国保健省により承認された。本事業により改定版手帳の運用と普及の支援を行う。

海外協力隊は本事業と並行して派遣されるため、主には看護・助産分野の隊員による母子手帳活用や母親学級、コミュニティへの啓発の実施支援等の相乗効果による成果の発現を目指す。

2) 他開発協力機関等の援助活動

WHO、AFD、UNICEF、UNFPA 等が母子保健分野において技術的、財政的支援を実施している。本事業では、母子手帳の全国展開計画において、WHO、UNICEF、JICA が協働開発した「家庭用記録の実施ガイド」に基づいたモニタリングと評価を実施する予定である他、印刷費、定期的なモニタリングの予算等の資金面においても、これらの国際機関と連携を強化することで更なるインパクトの発現を目指す計画である。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項: 本事業では、妊産婦に寄り添った質の高いケアを実践できるように保健医療従事者の能力強化を行い、それによる妊産婦や家族、コミュニティによる家庭での適切なケアの実践を目指す計画であり、最終受益者であるプロジェクトサイトの妊産婦と家族のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的な健康)の実現に資するものである。

3) ジェンダー分類: 「GI(P) 女性を主な裨益対象とする案件」

<活動内容/分類理由>

過去の JICA による協力事業及び本事業の詳細計画策定調査を通じて、妊産婦の出産や育児に関する知識の不足及びその知識を提供する保健医療従事者の能力不足による健診受診率の低さの課題が明らかになった。本事業は、これらの課題に対し、保健医療従事者の能力強化や妊産婦への啓発を図り、妊産婦の保健サービス利用や家庭での実践を向上する計画であり、女性を主に裨益対象とする指標を設定している。また、母子を取り巻く支援的環境を強化して、母子の受診喚起や家庭や地域での適切なケアを推進するために、対象地域では、地域住民をターゲットとした地域啓発活動を行うことも計画しているため。

(10) その他特記事項: 特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

ガボンにおいて、母子健康手帳の有効活用により、女性と子どもの保健サービスの利用及び家庭での実践が向上する。

指標及び目標値:

上位目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会(JCC)にて1年以内に決定する。

◎4回以上の産前健診受診率

◎有資格者による分娩介助率

◎48時間以内の産後健診受診率(母親)

◎48時間以内の産後健診受診率(子供)

◎生後6か月未満の乳児のうち完全母乳哺育の乳児の割合

(2) プロジェクト目標：

対象地域において、母子健康手帳の有効活用により、女性と子どもの保健サービスの利用及び家庭での実践が向上する。

指標及び目標値：

プロジェクト目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会（JCC）にて1年以内に決定する。

◎4回以上の産前健診受診率

◎有資格者による分娩介助率

◎48時間以内の産後健診受診率(母親)

◎48時間以内の産後健診受診率(子供)

◎出生後1時間以内に母乳を与えられた新生児の割合

◎生後6か月未満の乳児のうち完全母乳哺育の乳児の割合

◎下痢に対して経口補水液を使用したことがある5歳未満の子どもの割合

家庭で母子健康手帳を読んだことがある女性の割合

家庭でパートナーと母子健康手帳を読んだことがある女性の割合

出産計画についてパートナーと話し合ったことがある女性の割合

(◎の指標は、母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化クラスター戦略の共通指標)

(3) 成果

成果1：対象地域において、保健医療従事者が母子健康手帳を効果的に活用するための能力(妊婦健診、分娩、産後健診、子どものケア、予防接種、マラリア予防、個別カウンセリング、集団健康教育等)が研修を通じて強化される。

成果2：対象地域において、保健医療従事者が母子健康手帳を効果的に活用するための能力(妊婦健診、分娩、産後健診、子どものケア、予防接種、マラリア予防、個別カウンセリング、集団健康教育等)がモニタリング及びスーパービジョンを通じて強化される。

成果3：母子健康手帳の普及のための国家計画が策定される。

(4) 主な活動

成果1の活動：

0-1 ベースライン調査/エンドライン調査を実施する。

0-2 モニタリングシートを提出する。

1-1 母子健康手帳を活用した個別性のあるカウンセリング、効果的なコミュニケーション、尊厳のあるケアに関する保健医療従事者向け研修ガイドを開発する。

1-2 母子健康手帳を活用した個別性のあるカウンセリング、効果的なコミュニケーション、尊厳のあるケアに関する保健医療従事者向け研修モジュールを開発し、国家標準として承認する。

1-3 妊娠、出産、産後、子育ての各段階を網羅する母親学級の年間計画を策定する（母親学級の担当者によって策定される）。

1-4 対象地域で講師を養成する。

1-5 対象地域で、保健システムの1次、2次、3次すべてのレベル（公立・私立）で、選ばれた保健医療従事者への研修を実施する。

成果2の活動：

2-1 母子健康手帳の活用状況を評価するモニタリングシートを作成する。

2-2 モニタリング・評価・スーパービジョンの計画を立案する。

2-3 モニタリング・評価・スーパービジョンを実施する（例：個別カウンセリング、母親学級）。

2-4 課題や好事例を共有し、対象地域内で解決策を話し合うセッションを開催する。

成果3の活動：

3-1 全国普及セミナーを開催し対象地域における好事例の知見を他地域へ共有する。

3-2 他ドナーとの会議を行い、母子健康手帳の印刷・供給、研修実施、モニタリング評価・スーパービジョンの継続性について検討する。

3-3 母子健康手帳の管理運用規定を作成する。

3-4 中期的な母子健康手帳の印刷・供給計画を策定する。

3-5 母子手帳及び母親学級に関する研修を保健医療従事者養成研修に組み入れることについて議論する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ・ガボン政府の母子保健政策にかかる変更がプロジェクト実施に影響を与えない。
- ・対象保健医療施設に必要な人材が配置される。
- ・研修を受けた保健医療従事者が頻繁に異動しない。

- ・母子健康手帳の展開に必要な資金が確保される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス人民民主共和国の技術協力プロジェクト「母子保健統合サービス強化プロジェクト」の事後評価(評価年度 2020 年度)では、住民の風俗・信仰及び伝統的な習慣へも対応できる効果的なアウトリーチ活動実施のため、関係機関の職員が対象地域での好事例や経験を共有できる機会が重要であるという教訓が得られた。本事業では、母子手帳とその活用モデルを対象地域外に普及することで、質の高い母子継続ケアを全国に展開することを目指しており、この過去案件の教訓を踏まえて、対象地域内における好事例共有や議論のセッション、及び全国普及セミナーを開催して対象地域で得られた知見を全国に発信する活動を計画している。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、保健医療従事者の能力強化や母子手帳普及の国家計画の策定を通じて、母子手帳の有効活用による母子継続ケアとサービス利用に関する女性の知識と実践の改善に資するものであり、SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 9 カ月以内：ベースライン調査

事業終了 6 カ月前：エンドライン調査

事業完了 3 年後：事後評価

以 上